

資料

「第11次宇都宮市交通安全計画」の 進捗状況と今後の取組について

令和6年5月29日
市民まちづくり部 生活安心課

- 1 令和5年における宇都宮市の交通事故の発生状況について ※ 別紙1 参照
- 2 「第1 1次宇都宮市交通安全計画」の進捗状況について
 - (1) 「第1 1次宇都宮市交通安全計画」の概要について ※ 参考資料2 参照
 - (2) 令和5年度の実績・評価について
 - ア 計画指標の達成状況
 - イ 「重点的に対応すべきターゲット」の成果指標の達成状況
 - ウ 基本施策・活動指標の評価・課題・今後の取組方針 ※ 別紙2 参照
- 3 令和6年度の実施内容
 - (1) 高校生に対する交通安全教育の実施
 - (2) 高齢者の交通安全教育等の機会の拡充
 - (3) ライトラインの交通ルール等の周知
 - (4) 自転車の安全利用の推進
 - (5) 公共交通の利用促進
 - (6) 電動キックボードの交通ルール等の周知

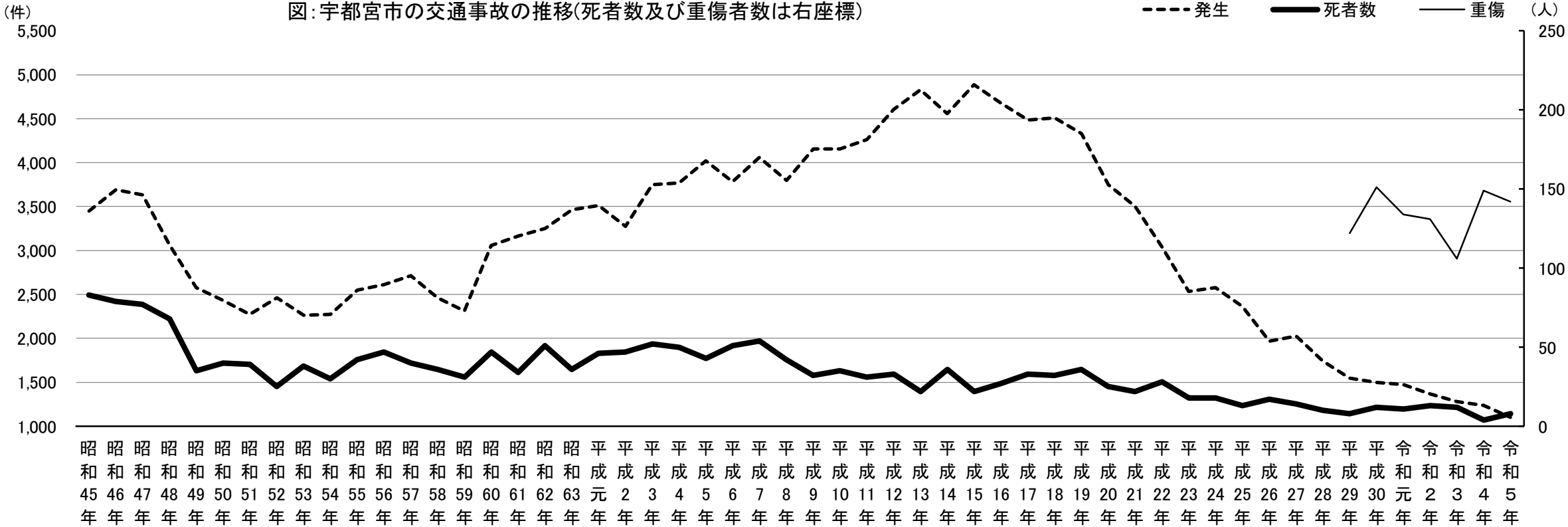
1 令和5年における宇都宮市の交通事故の発生状況について



本市の交通事故発生件数、死者数は減少傾向にあり、令和5年は発生件数1,102件と過去最少、死者数は8人と第11次計画の目標値内となったが、重傷者数は142人と横ばいの状況にある。

そのほか世代別や状態別では、子どもや高校生、高齢者、自転車が関係する交通事故について発生件数は減少している。

※ 世代別や状態別など、個別の発生状況については別紙1 参照



2 「第11次宇都宮市交通安全計画」の進捗状況について



(1) 「第11次宇都宮市交通安全計画」の概要について 参考資料2 参照

① 計画の目的

交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念のもとに「交通事故のない社会」を実現するため、計画的・継続的に効果的な交通安全対策を推進し、市民の安全確保を図る。

② 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年

③ 計画の基本的な考え方

超高齢社会の進行や新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変容、LRTの開業など、今後本市が迎える社会・交通情勢の変化に的確に対応できるよう、「ICTの活用」など新たな手法を取り入れながら、「子どもや高校生」「高齢者」「自転車」の安全を確保するための取組を重点的に実施するとともに、「LRT」に関する取組を充実させるなど、本市の交通安全対策を推進していく。

④ 計画の指標及び目標値等について

計画の指標及び目標値		
指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
交通事故発生件数	1,368件	1,040件以下
交通事故死者数	13人	8人以下
交通事故重傷者数	131人	90人以下

重点的に対応すべきターゲットと目標値		
指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
子どもが関係する交通事故発生件数	95件	60件以下
高校生が関係する交通事故発生件数	107件	60件以下
高齢者が関係する交通事故発生件数	474件	400件以下
自転車が関係する交通事故発生件数	484件	270件以下

2 「第11次宇都宮市交通安全計画」の進捗状況について



(2) 令和5年度の実績・評価について

ア 計画指標の達成状況

※「理想値」・・・令和7年の目標値に対し、一次関数的に推移していった場合の毎年の数値の上下30%の数値について一の位を四捨五入したもの(数値が約100件以下のものは一の位を四捨五入せず、小数点以下を四捨五入)

成果指標名		現状値	実 績				目標値	評 価
交通事故発生件数	人身事故の発生件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	・交通事故発生件数は令和4年より減少し、過去最小値となった。 ・令和7年の目標値の達成に向け、順調に減少している。
		1,368件	1,281件	1,238件	1,102件		1,040件以下	
		理想値※	1,290～1,320件	1,220～1,250件	1,160～1,190件	1,090～1,120件		
交通事故死者数	交通事故の発生から24時間以内に死亡した者の数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	・交通事故死者数は令和4年より増加したものの、理想値以下となった。 ・対前年比は増加しているものの、令和7年の目標値の達成に向け、令和2年の現状値から順調に減少している。
		13人	12人	4人	8人		8人以下	
		理想値	11～13人	10～12人	9～11人	8～10人		
交通事故重傷者数	交通事故により受傷し全治1ヶ月(30日)以上と診断された者の数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	・交通事故重傷者数は令和4年より減少したものの、横ばいの状況にある。 ・事故の年代及び状態別では成人の自動車乗車中や自転車乗車中、高齢者の自動車乗車中の重傷者数が多いことから、交通事故発生件数の減少に取り組む中で、今後の交通事故発生状況を注視しながら、重傷者数の減少に取り組んでいく。
		131人	106人	149人	142人		90人以下	
		理想値	120～125人	112～117人	104～109人	96～101人		

令和5年中の交通事故発生件数、死者数については令和7年の目標値の達成に向け順調に減少しているものの、重傷者数が横ばいの状態にある。「交通事故のない社会」を実現するため、引き続き計画に掲げた各施策事業を着実に推進していく。

2 「第11次宇都宮市交通安全計画」の進捗状況について



イ 「重点的に対応すべきターゲット」の成果指標の達成状況

成果指標名		現状値	実 績				目標値	評 価(成果や課題)
子どもや高校生の安全確保	子どもが関係する交通事故発生件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	・子どもが関係する交通事故発生件数は令和4年より減少しており、令和7年の目標値の達成に向け、順調に減少している。 ⇒目標値の達成に向け、幼児や児童、中学生それぞれの特性・移動手段に応じた交通安全教育に取り組む必要がある。
		95件	85件	80件	75件		60件以下	
		理想値	86～90件	79～83件	72～76件	65～69件		
	高校生が関係する交通事故発生件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	・高校生が関係する交通事故発生件数は令和4年より減少しており、令和7年の目標値の達成に向け、順調に減少している。 ・高校生の交通事故の状態別では、自転車乗車中が約9割を占めている。 ⇒目標値の達成に向け、高校生の交通安全教育に取り組む必要がある。
		107件	93件	97件	71件		60件以下	
		理想値	95～100件	85～91件	76～82件	67～72件		
高齢者の安全確保	高齢者が関係する交通事故発生件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	・高齢者が関係する交通事故発生件数は令和4年より減少しており、令和7年の目標値の達成に向け、順調に減少している。 ⇒目標値の達成に向け、引き続き身体機能測定器を活用した交通安全教室など、高齢者の交通安全教育に取り組む必要がある。
		474件	477件	438件	409件		400件以下	
		理想値	450～460件	440～450件	420～430件	410～420件		
自転車利用者の安全確保	自転車が関係する交通事故発生件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	・自転車の交通事故発生件数は、令和4年より減少しており、令和7年の目標値の達成に向け、順調に減少している。 ・全国の自転車事故は令和2年以降増加傾向にあるものの、本市の自転車の交通事故発生件数は減少傾向にある。 ⇒目標値の達成に向け、引き続き自転車安全利用の推進に取り組む必要がある。
		484件	443件	421件	365件		270件以下	
		理想値	430～450件	390～410件	340～370件	300～330件		

- 第11次宇都宮市交通安全計画で設定した「重点的に対応すべきターゲット」の成果指標は令和7年の目標値の達成に向け順調に減少している。

2 「第1次宇都宮市交通安全計画」の進捗状況について

ウ 基本施策・活動指標の評価・課題・今後の取組方針 別紙2

(ア) 施策の柱Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

【評価】

各年代の特性に応じた各種交通安全教室や地域等における交通安全活動を通じ、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚の推進に取り組んだ。そのほか、昨年8月に開業したライトラインの交通ルールの周知など、交通環境の変化や社会情勢を踏まえた交通安全啓発に取り組み、順調に市民一人ひとりの交通安全意識の高揚が図られた。

【課題と対応】

- ・ 高校生の交通事故の状態別では、自転車乗車中が約9割を占めていることを踏まえ、高校生が関係する交通事故を減らすため、高校生に対する交通安全教育に取り組む必要がある。
⇒ 高校生を対象とした交通安全教室や、宇都宮ブリッツェンと連携して作製した啓発動画やチラシを活用した教育、関係機関と連携した周知啓発のほか、高校生と共に自転車街頭指導に取り組むなど、高校生の交通事故防止に取り組んでいく。
- ・ 高齢者の関係する交通事故を防止するためには、高齢者やその家族が身体機能や認知機能の変化を把握し、日ごろの運転行動や移動手段について考えるきっかけづくりなど、高齢者を対象とした交通安全教育等の機会の拡充が必要である。
⇒ 高齢者自身が身体機能の変化を認識し、日ごろの移動手段や免許返納について考えるきっかけとなる身体機能測定器等を活用した交通安全教育の機会の拡充や、認知機能チェックリストが掲載された高齢ドライバーパンフレットの配付、「栃木県高齢者運転免許証自主返納サポート事業」の周知等に取り組んでいく。

2 「第11次宇都宮市交通安全計画」の進捗状況について

ウ 基本施策・活動指標の評価・課題・今後の取組方針 別紙2

(ア) 施策の柱Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

【課題と対応】

- ・ ライトラインとの交通事故を防止するため、継続的な交通ルールの周知のほか、事故の発生状況等を踏まえた注意喚起など、引き続きライトラインの交通ルール等の周知が必要である。
⇒ 各種交通安全教室における交通ルールの周知や、ピンポイントな注意喚起を図る教育資材の制作・活用など、関係機関と連携を図りながら幅広い情報発信に取り組んでいく。
- ・ 自転車の関係する交通事故発生件数は全国的に増加傾向にあるものの、本市では各施策事業を着実に実施したことにより減少傾向にあり、今後とも目標値の達成に向け、引き続き自転車安全利用の推進に取り組んでいく必要がある。
また、本市の自転車ヘルメットの着用率は令和5年度市政世論調査において21.6%であり、昨年度警察庁が実施した都道府県別の着用率の調査における全国平均である13.5%（栃木県は13.2%）を上回っているものの、更なる着用率の向上に取り組んでいく必要がある。
⇒ 自転車の交通ルールや、自転車ヘルメットの着用促進に係る周知啓発を拡充し取り組んでいく。

2 「第1次宇都宮市交通安全計画」の進捗状況について

ウ 基本施策・活動指標の評価・課題・今後の取組方針 別紙2

(イ) 施策の柱Ⅱ 地域と連携した道路交通環境の整備

【評価】

道路の安全性を高めるため、交通事故データ等の分析を踏まえた交通安全対策のほか、地域・学校・関係団体等と連携した人優先の安全安心な歩行空間の整備や、自転車走行空間の整備、高齢者をはじめ誰もが利用できる公共交通ネットワークの整備、公共交通の利用促進に取り組むなど、地域と連携した道路交通環境整備が図られた。

【課題と対応】

- ・ 市民の誰もが便利で快適に公共交通を利用して市内を移動できるよう、更なる運賃負担軽減策を検討するなど、公共交通の利用促進に取り組んでいく必要がある。
⇒ 運賃負担軽減策の拡充や、ライトライン・再編バス路線沿線の住民・企業・学校に対し、効果的なモビリティ・マネジメントを実施するなど、公共交通の利用促進に取り組んでいく。
- ・ 公共交通ネットワークを補完する新たな移動手段である電動キックボードの交通ルールの周知などにも取り組んでいく必要がある。
⇒ 新規ユーザーとして見込まれる高校生等をはじめ広く市民に対し、電動キックボードの交通ルールの周知や乗車時のヘルメットの着用促進について、関係機関と連携して取り組んでいく。

2 「第11次宇都宮市交通安全計画」の進捗状況について

ウ 基本施策・活動指標の評価・課題・今後の取組方針 別紙2

(ウ) 施策の柱Ⅲ 救助・救急対策の推進

【評価】

救急救命士の計画的な養成や教育訓練の実施のほか、ICTやドクターカーを活用し、救助・救急対策の推進を着実に取り組み、順調に救助・救急対策の推進が図られた。

⇒ 今後とも、救助・救急対策の推進に着実に取り組んでいく。

(エ) 施策の柱Ⅳ 被害者支援の推進

【評価】

被害者支援に関する広報・啓発について、スケアードストレイト方式による交通安全教室において、被害者遺族による講話や、犯罪被害者支援パネル展など、民間団体や県と連携し被害者支援に関する周知啓発を行い、順調に被害者支援の推進が図られた。

⇒ 今後とも、被害者支援に関する理解促進に着実に取り組んでいく。

3 令和6年度の実施内容

計画に掲げた各指標の進捗状況を踏まえ、各施策事業を引き続き継続して取り組むこととする。令和6年度に集中的に取り組むべき事業については、現状の課題を踏まえて対応していく。

(1) 高校生に対する交通安全教育の実施

高校生の関係する交通事故の約9割が自転車乗車中である状況などを踏まえ、高校生の交通安全教育に取り組んでいく。

- ⇒ ・ 各種交通安全教室や危険運転体験VRを活用した交通安全教育の実施
- ・ 「3警察署連名通知」の発送【新】
 - 市内3警察署と連携し、市内全高校に対し生徒への自転車安全利用及びヘルメット着用を指導するよう依頼するもの
 - ・ 宇都宮ブリッツェンと連携して作製した自転車安全利用動画とリーフレットを活用した周知啓発【拡】
 - 「3警察署連名通知」において教育教材として各高校に送付するほか、夏季休業や新学期等の時期を捉えた情報発信など、教育資材の活用を幅を広げるもの

I — (1) — ④中高生に対する交通安全教育
⑨VRを活用した交通安全教育

3 令和6年度の実施内容

(2) 高齢者の交通安全教育等の機会の拡充

高齢者が起こす交通事故を減らすため、身体機能測定器や自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の機会を拡充し取り組むなど、高齢者の交通事故防止に取り組んでいく。

⇒・ 身体機能測定器や自転車シミュレーターを活用した参加体験型の教育の実施【拡】

→① 老人クラブや自治会など、関係団体の会議の場に出向いて、加齢に伴う身体機能の変化を確認することの重要性を説明するなど、多くの方に交通安全教室に参加いただけるよう交通安全教室の開催を依頼するもの

② 地域や関係機関主催のイベントなどにおける体験ブースの出展など、積極的に活用するもの

・ 高齢ドライバーパンフレット等を活用した非参集型の教育の実施【拡】

→ 年金支給日に金融機関等における高齢ドライバーパンフレットを配付するなど、街頭広報活動の機会を拡充しながら実施するもの

・ 運転に不安を感じる高齢ドライバーその家族に対する免許返納のきっかけづくり【拡】

→ 県と連携し「栃木県高齢者運転免許証自主返納サポート事業」の周知や協賛事業者の拡充するもの

- I - (1) - ⑥高齢者に対する交通安全教育
(3) - ④高齢者に対する自転車安全利用教育

3 令和6年度の実施内容

(3) ライトラインの交通ルール等の周知

ライトラインとの交通事故を防止するため継続的な交通ルールの周知に取り組むとともに、事故の発生状況等を踏まえた注意喚起に取り組んでいく。

- ⇒・ 小中高生や成人・高齢者などを対象とする交通安全教室の実施
- ・ YouTube広告やデジタルサイネージなどの広告媒体を活用した啓発動画の配信
 - ・ **交通事故の発生状況等を踏まえた動画やチラシなどの教育資材の充実【拡】**
 - ① 危険を予測し「考える」ための「危険予知トレーニング動画」の制作
 - ② ライトライン運転士やドライブレコーダー映像のA I分析による交通事故リスクの高い箇所における注意喚起を図る啓発チラシの作成
 - ・ 県警等の関係機関と連携した啓発動画の放映やチラシの配付（警察署，免許センター，自動車教習所等）
 - ・ オープンスクエアにおけるルール周知やオープンハウスの実施
 - ・ 啓発動画，チラシ等を活用した周知啓発（市有施設，学校，商業施設等）

I - (2) - ① L R T の交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発

3 令和6年度の実施内容

(4) 自転車の安全利用の推進

自転車の交通事故発生状況などを踏まえ、自転車安全利用の推進に取り組んでいく。

- ⇒ ・ 地域イベントなど地域と連携した自転車シミュレーター体験会の開催
- ・ 交通安全イベントなどにおけるVRを活用した自転車安全利用教育の実施
 - ・ 世代に応じた各種交通安全教室の開催（小学生，中高生，高齢者など）
 - ・ 啓発動画等を活用した幅広い周知啓発の実施【拡】

→ SNS広告や市公式SNSを通じた情報発信など，広い世代に対し周知するもの

- I－(3)－②中高生に対する自転車安全利用教育
- ④高齢者に対する自転車安全利用教育
- ⑤VRを活用した自転車安全利用教育

- ・ ヘルメット着用を促進する「自転車安全利用応援店」事業の周知の強化【拡】

→ ヘルメットを提示するとその店舗独自のサービスが受けられる「自転車安全利用応援店」を市民に「知ってもらい」「使ってもらう」ため，事業の周知を強化するもの

- I－(3)－⑥自転車ヘルメットの着用促進

- ・ 高校や地域，警察等と連携した自転車街頭指導活動に係る実施場所の適宜見直しや実施

- I－(3)－⑧自転車利用者へ対する街頭指導の実施

3 令和6年度の実施内容

(5) 公共交通の利用促進

公共交通の利用を促進し、自家用車からの転換を進めることにより交通事故リスクの低減を図るため、公共交通の利用促進に取り組んでいく。

⇒・ 新たな運賃負担軽減策の実施及び検討【拡】

- 誰もが便利で快適に公共交通を利用して市内を移動できる環境づくりに向けて、利用者が負担感なく移動できるよう、「バスーバス間の乗継割引制度」の導入などの実施及び検討するもの
- ・ SSCの実現等に向け、「どこから乗っても どこまで行っても 500円以内」となる利用環境の実現を目指し、更なる運賃負担軽減策について検討
- ・ ライトライン・再編バス路線沿線の住民・企業・学校に対し、効果的なモビリティ・マネジメントの実施

Ⅱ－(5)－②公共交通の利用促進

(6) 電動キックボードの交通ルール等の周知

昨年7月の改正道路交通法の施行を踏まえ電動キックボードに係る交通ルールについて、周知啓発を行う。

⇒・ 電動キックボードの交通ルールなどについて市ホームページなどで周知

- ・ 栃木県警察と連携した交通ルールに関するチラシの配付
- ・ 新規ユーザーとして見込まれる高校生に対する周知【拡】

→ 高校生に対し、タブレット端末へ配信するなど、交通ルールや乗り方について周知するもの

Ⅱ－(5)－①公共交通ネットワークの整備推進